

議案第 8 1 号

乙訓環境衛生組合格約の変更について

乙訓環境衛生組合格約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

向日市長 安 田 守

乙訓環境衛生組合規約の一部を改正する規約

乙訓環境衛生組合規約（昭和39年6月17日京都府指令9地第508号許可）
の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>(執行機関の選任)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項の会計管理者は、<u>管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。</u></p> <p><u>4 前条第3項の職員は、管理者が任免する。</u></p>	<p>(執行機関の選任)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項の会計管理者<u>及び前条第3項の職員は、管理者が任免する。</u></p> <p><u>4</u> _____</p>

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。